

岩手県収用委員会告示第15号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年9月11日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県下閉伊郡山田町山田第14地割地内から宮古市金浜第3地割地内まで及び同市八木沢第3地割地内から同市田老字向新田地内まで）並びにこれに伴う県道、市道、町道、農業用道路及び普通河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県宮古市 金浜第3地割	36番1	山林	482㎡	485.88㎡	435.32㎡	7.45㎡	山林	別図1に①及び②として赤色で表示する部分
岩手県宮古市 金浜第4地割	2番38	山林	3,688㎡	広大地のため実測せず	5.53㎡	0㎡	山林	別図2に③として赤色で表示する部分
岩手県宮古市 金浜第5地割	7番10	山林	598㎡	598.89㎡	598.89㎡	0㎡	山林	別図2に④として赤色で表示する部分

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
金澤 光一	花巻市星が丘一丁目31番21号 銀河ハウスⅢB2号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年9月2日

備考 「別図」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。